

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2011 年度第 2 回)

(記録：事務局)

A. 日 時：2011 年 6 月 23 日（水）14 時～15 時 40 分

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 小野徹郎

委 員 安達俊夫 柿崎正義、瀬尾和大、田中淳夫、松原忠策、松本光平、
山口昭一

(敬称略)

D. 提出資料

- 資料No.2-1 前回（4月20日）議事録案
- 資料No.2-2 司法支援建築会議設立10周年記念特集座談会進行骨子
- 資料No.2-3 最高裁若手の会話題事項
- 資料No.2-4 東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部復旧・復興支援部会委員推薦依頼
- 資料No.2-5 2011年度建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」企画案
- 資料No.2-6 東京地裁「建築関係事件研究会」講師候補者
- 資料No.2-7 第12回講演会「建築紛争の現状と課題（その3）－大阪地方裁判所における建築裁判から－」企画案
- 資料No.2-8 日弁連への回答文書
- 資料No.2-9 国土交通省中央建設工事紛争審査会へ回答文書、中央建設工事紛争審査会からの返答文書
- 資料No.2-10 総務省公害等調整委員会からの依頼メール
- 資料No.2-11 司法支援建築会議運営委員会規程改正（案）
- 資料No.2-12 「建築紛争と設計、施工、管理に関わる基・規準類に関する研究会」設置趣旨
- 資料No.2-13 会議会員登録申請書

E. 確認事項

1. 前回議事録（案）について

事務局から前回議事録案（4月20日）の確認がなされ承認した。

F. 報告事項

1. 会議設立10周年記念座談会進行骨子

小野委員長から、6月22日に開催された座談会について以下の報告がなされた。

- ①テーマ：「司法支援建築会議10年のこれまでとこれから」
- ②出席者：平山元運営委員長、仙田前運営委員長、岡崎最高裁民事局第二課長、
河野東京地裁民事22部総括判事、大森弁護士、井野北海道支援建築会議幹事長、
斎藤元専務理事、小野運営委員長
- ③内容：
 - ・ 建築紛争研究の重要性
 - ・ 司法支援に尽力された方の表彰制度
 - ・ 地裁との連携による地方活動の活性化
 - ・ 10年のノウハウの蓄積とその継承
 - ・ 建築紛争の予防、相談窓口
 - ・ 判決文の開示
 - ・ インターネットによる情報発信強化、市民への建築紛争予防の啓発活動・教材作成、支

部への波及

③掲載月：10月号

2. 最高裁若手の会報告

小野委員長から、5月20日に第6回最高裁若手の会が開催され①東日本大震災をふまえた建築紛争の動向、②専門委員候補者選任の仕組みの構築について懇談したとの報告がなされた。なお①について、行政が液状化マップやハザードマップを公開しているが家を建てる方には専門家のきちんとした説明が必要との意見があった。

3. 東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部復旧・復興支援部会委員推薦依頼

小野委員長から、東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部「復旧・復興支援部会」から委員推薦依頼があり、瀬尾和大（元・東京工業大学）委員を推薦したとの報告がなされ承認した。

4. 部会報告

普及・交流部会

1) 第3回建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争—紛争解決に向けて、さらに予防へ」企画（案）

柿崎部会長から、建築紛争フォーラムの企画案について趣旨やプログラムの説明がなされ、小野委員長の開会挨拶を5分から10分程度に延長することで承認された。

2) 2011年度東京地裁「建築関係事件研究会」講師候補者

柿崎部会長から、東京地裁からの依頼について下記の方々を講師候補者として推薦したとの報告がなされた。

- ・「防水工事について」、7月6日（水）15時～17時、石川廣三（東海大学名誉教授）
- ・「地盤改良工事について」、10月20日（木）15時～17時、畑中宗憲（千葉工業大学教授）

3) 第12回講演会「建築紛争の現状と課題（その3）」企画（案）

鈴木委員欠席のため、事務局より企画案の紹介がなされ承認された。

G. 審議事項

1. 日弁連からの意見交換会再開の申し入れ

小野委員長から、6月23日の日弁連消費者委員会土地住宅部会との打ち合わせの状況について以下の報告がなされた。

- ・本日の打ち合わせ会で、意見交換会の趣旨（双方の立場の違いを認識すること）の確認や意見交換の内容は非公開、定期的な開催にしないで適切なテーマがあれば開催することについて日弁連に理解してもらった。ついては意見交換会を再開する方向で日程・テーマについて打ち合わせたい。

検討の結果、再開を承認し日程・テーマの調整をとることにした。

2. 裁判外紛争処理機関への協力のあり方

小野委員長より以下の説明がなされた。

- ・裁判外紛争処理機関（ADR機関）への支援（鑑定人等の推薦）については当運営委員会で過去何度か検討を行ってきて意見はほぼ出尽くしている。運営委員会の意見の方向は支援に前向きである。また最高裁若手の会にも話題提供したが、裁判所もADR機関に対する支援の必要性を指摘している。

- ・全てのADR機関を支援するわけにはいかないが、国のADR機関に限定して鑑定人等を推薦で

きるようにしてはどうか。国のADR機関として具体的には今のところ「建設工事紛争審査会」「住宅品質確保法に基づく指定住宅紛争処理機関」「総務省公害等調整委員会」が考えられる。

検討の結果、国のADR機関に限定して当会議から鑑定人等を推薦できるように運営規程を改正することにした。なお上記の国のADR機関は都道府県にも同様の組織が設置されているが、都道府県からの鑑定人等の推薦依頼は国の機関を通して当会議に依頼してもらうようにする（裁判所と同じスキーム）。

3. 司法支援建築会議運営規程の改正

小野委員長から規程の改正主旨について以下の説明がなされた。

- ①裁判所の他、国の裁判外紛争処理機関への支援を行う（第2条（目的））
- ②70歳を以上の経験豊富な学会会員に引き続き司法支援建築会議の活動にご協力いただくために会議会員の年齢制限の上限を取り払う（第4条（種別））
- ③裁判所の依頼により専門委員を推薦できるようにする（第3条（事業））

検討の結果規程の改正を承認した。

4. 建築紛争と学会規準類との関わりの調査研究

小野委員長より、建築紛争と学会の基・規準類と関係を明らかにし（判例の中で学会のどの規準等が判断根拠とされているか）、司法支援の立場から今後学会の基・規準類の作成にあたり留意すべき事項をまとめるために研究会を以下により設置したいとの提案がなされた。

- ・設置形態：運営委員会直属の研究会
- ・設置期間：2年を原則
- ・旅費支給：なし
- ・委員候補：松本光平・田中淳夫・小野徹郎・各部会（調査研究、普及・交流）から1名程度若手を推薦、規準等を作成している委員会から2～3名（木構造1名、RC構造1名、その他1名）。

検討の結果、小野委員長の提案を承認することとし人選は委員長一任。

5. 支部組織・運営のあり方

小野委員長より、運営規程を改正して会議支部が設置できるようになったことに関連して支部の運営について以下の提案がなされた。

・支部の組織・運営形態は支部ごとに地域の実情を反映して異なることが考えられる。活動の根拠となる支部の規程等も支部がその地域の実情に合わせて作成していただき、本部運営委員会は年1回活動報告をしていただければよいのではないかと。本部運営規程には会議会員は学会会員であることが必要とされているが、支部は支部の実情に合わせて学会会員外の方も支部の会議会員としてもよいのではないかと。基本的には支部運営は支部に任せ本部と支部はゆるやかな関係でありたい。

検討の結果、支部組織・運営に対する上記方針を承認した。なお田中委員より上記方針と運営規程第5章（支部）の第19条（構成）と第20条（運営）の不整合が指摘され整合をとることに

した。

6. 会議会員登録の申し込み

事務局から、岡部功氏の会議会員の申し込みについて説明がなされ、検討の結果推薦者を小野委員長・山口委員とすることで申し込みを承認し理事会には諮ることにした（7月理事会）。

H. 次回開催

- ・日時：2011年9月2日（金）10時30分～12時30分
- ・場所：建築学会会議室

以上